

品川区コインシャワー営業施設の衛生指導要綱

制定 平成 元年 6月21日 区長決定
平成 元年 6月要綱 第 38号
改正 平成21年 3月要綱 第 68号
改正 令和3年7月16日 要綱第252号

第1条（目的）

この要綱は、コインシャワー営業施設の構造設備および衛生管理ならびにその適正な利用方法等の周知に関し、営業者が守るべき措置等を定めることにより、コインシャワー営業施設の適切な管理運営を図り、もって公衆衛生の維持および向上に資することを目的とする。

第2条（定義）

この要綱における用語の意味は、次に定めるところによる。

- 1 「コインシャワー営業」とは、浴槽を持たないシャワーユニットを使用し、これに必要な付帯設備等を設け、専らシャワーのみを公衆に利用させる営業をいう。
- 2 「営業者」とは、コインシャワー営業を営む者をいう。
- 3 「営業施設」とは、営業者がコインシャワー営業を営むために設ける施設をいう。
- 4 「シャワーユニット」とは、シャワー部と脱衣部が一体となった設備をいう。

第3条（構造設備等の基準）

営業施設の構造設備等の基準は、次に定めるところによるものとする。

- 1 営業施設は、隔壁等により外部と区分され、かつ、外部からシャワーユニットの配置および利用状況等が容易に見通せる構造であり、他の施設等と区画されていること。
- 2 営業施設は、設置するシャワーユニットの台数および付帯設備等を勘案して、利用に支障のない広さを有していること。
- 3 営業施設は、採光、照明、換気および防湿が十分確保できる構造設備とし、ねずみ・昆虫等の防除が行えるものであること。
- 4 施設内は、給湯ボイラーによる燃焼ガスの影響を受けない構造であること。
- 5 シャワーユニット内では、外部から見通せない構造とし、鍵付きであること。
- 6 シャワーユニットは、不浸透性材料を使用したものであること。
また、シャワーユニットには、排水口を設け、清掃がしやすい構造であること。
- 7 シャワーユニットには、使用中であることが外部から確認できる表示装置を設置すること。
- 8 シャワーユニット内には、使用時における健康上の事故発生に備え、外部に知らせるための非常通報装置（非常ベル等）を設置すること。
- 9 シャワーユニット内の照明および換気設備には、利用者の安全および衛生の保持に配慮し適正に作動する電源スイッチを用いること。
- 10 排水設備は、排水管の末端を公共下水道に連結するなど、排水を適正に処理できるものであること。
また、排水管等には、臭気の発散を防止する措置をとること。

- 11 給湯設備は、温度調節が可能であり、安定した温度の湯が十分供給できるものであること。
- 12 施設およびシャワーユニット内には、ごみ容器を備えること。
- 13 施設の入口またはシャワーユニット内に、下駄箱を設置すること。
- 14 便所については、シャワーユニットの使用に支障のない位置とし、専用の換気設備を設けること。
- 15 洗設備を設ける場合には、流水式とすること。
- 16 自動販売機等を設ける場合は、シャワーユニットの使用に支障のない場所に設置すること。

第4条（衛生管理責任者等）

営業者は、営業施設を衛生的に管理するため、各営業施設ごとに衛生管理責任者を定めるものとする。

この場合、営業者自らが衛生管理責任者になることは差し支えない。

- 1 衛生管理責任者は、当該営業施設に常駐または近隣に所在し、必要があれば直ちに管理業務ができる者であること。
- 2 衛生管理責任者は、営業施設の衛生確保に必要な措置をとるとともに、利用者に対して第6条に掲げる事項に関し、適切な指導および助言を行うこと。
- 3 施設内には、利用者の見やすい場所に衛生管理責任者の氏名、電話番号を明記した連絡先を掲示し、利用者が健康上の事故発生および衛生上の問題点等を通報できるようにすること。

第5条（営業者が衛生上とるべき措置）

営業者は、次に掲げる衛生上必要な措置をとらなければならない。

- 1 営業施設内は、毎日清掃し、その清潔保持に努め、衛生上支障がないようにすること。
また、シャワーユニットは、必要に応じて消毒すること。
- 2 営業施設内外は、常に排水が良好に行われるよう保持すること。
- 3 営業施設内外は、ねずみ・昆虫等が生息しない状態に保持すること。
- 4 営業中の施設内は、採光・照明を十分にし、常に適正な照度維持に努めること。
- 5 営業中の施設内は、換気を十分にすること。特に、シャワーユニット内の換気には注意すること。
- 6 照明設備および換気設備は、定期的に点検、清掃を行うこと。
- 7 給湯ボイラーは、定期的に保守、点検を行い、安全および衛生の確保に努めること。
- 8 シャワーノズルおよび温度調節装置は、常に点検し、安全および衛生の確保に努めること。
- 9 清掃用具および消毒薬品は、鍵付きの保管庫等に収納すること。
- 10 ごみ容器のごみおよび排水口の目ざらの毛髪等は、定期的に廃棄し、清潔の保持に努めること。
- 11 シャワーおよび手洗いに用いる水は飲料に適する水であること。

第6条（利用方法等の周知）

営業者は、営業施設の利用方法および清潔の保持等について、次に掲げる事項をシャワーユニット内の見やすい所に掲示して、利用者に周知するよう努めなければならない。

- 1 シャワーユニットの使用方法等に関すること。
- 2 犬・猫等ペットを連れての使用禁止に関すること。
- 3 施設の衛生保持および安全確保のために、利用者に協力を要請すべき事項に関すること。

第7条（営業施設の届出および指導）

- 1 営業施設を開設した者は、速やかに保健所長に、「コインシャワー営業施設開設届」（様式第1号）による開設届を提出しなければならない。
- 2 前項の届出事項に変更が生じたとき、または当該営業施設を廃止したときは、速やかに「コインシャワー営業施設変更届」（様式第2号）による変更届、または「コインシャワー営業施設廃止届」（様式第3号）による廃止届を保健所長に提出しなければならない。
- 3 保健所長は、「コインシャワー営業施設台帳」（様式第4号）による営業施設台帳を作成し必要に応じて当該施設の衛生に関する指導を行うことができる。

付 則（平成元年6月要綱第38号）

この要綱は、平成元年7月1日から施行する。

付 則（平成21年3月要綱第68号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年7月16日から施行する。